

SDG s 普及促進イベント企画・運營業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「SDG s 普及促進イベント企画・運營業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

SDG s 普及促進イベント企画・運營業務

2 業務の目的

2015年に国連総会で「持続可能な開発目標(SDG s)」が採択され、2030年までに17のゴールを達成できるよう、各国が取り組んでいくこととされている。日本においても、国がSDG s推進本部を設置し、SDG s達成に資する優れた取組を行う団体等を表彰する「ジャパンSDG sアワード」や、優れたSDG sの取組を提案する自治体を選定する「SDG s未来都市」、SDG sによる地方創生に取り組む自治体や企業・団体等が参画する「地方創生SDG s官民連携プラットフォーム」の設置等、SDG s普及啓発や取組促進に係る各種の事業を実施している。

本県も、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの県政の基本方針となる栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」において、新たにSDG sの視点を取り入れたほか、地方創生SDG s官民連携プラットフォームへの参画や、宇都宮大学との連携協定の締結、とちぎSDG s推進フォーラムの開催等を行っている。

本事業は、県が行う取組の一環として、SDG sの達成に向けて取り組む企業等と連携の上、児童・生徒及びその保護者を対象に、SDG sの理解や取組の実践等を促す体験学習イベントを開催し、本県におけるSDG sの更なる定着、取組の加速化を図ることを目的とする。

3 委託期間

委託締結日から令和9(2027)年3月19日(金)まで

4 業務の内容

(1) 体験学習イベントの企画

ア 内容

- ・県内在住の小学生（主に4年生から6年生）及びその保護者を対象に、SDG sの理解や取組の実践等を促すような体験学習イベントを企画し運営すること。

イ 実施時期・回数

- ・学校の夏休み等、小学生が参加しやすい時期に開催すること。
- ・委託期間中に2回以上開催すること。1回あたり2～3時間程度を想定。
なお、イベントの企画に当たっては、開催する地域や時期を変えるなど、参加者が重複しないよう考慮すること。
- ・1回あたりの参加者の規模は、20組40名以上とすること。

ウ その他

- ・参加費は原則無料とすること。
- ・イベント開催までのスケジュール案を提示すること。
- ・実施体制について提示すること。

(2) 参加者の募集等

- ・イベントの広告、宣伝を実施すること。
- ・参加者の募集、申込受付、問い合わせ等に対応すること。

(3) 開催準備

- ・イベント実施に必要な物品や資料等を準備すること。
- ・イベント会場の手配を行うこと。

(4) イベント運営

- ・イベントが安全かつ円滑に運営されるよう全体調整を行うこと。

(5) 参加者アンケートの実施

- ・参加者アンケートの作成及び集計を行うこと。

5 委託業務完了報告書の提出

委託業務完了後、イベントの開催結果やアンケートの集計結果等を記載した委託業務完了報告書（様式任意）を作成・提出すること。

提出場所：栃木県総合政策部総合政策課政策企画・地方創生担当

提出期限：令和9（2027）年3月19日（金）

6 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

7 その他

- (1) 業務の成果は、甲に帰属する。
- (2) 本業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むものとする。
- (3) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

- (4) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。
- (5) この仕様書に明記されていない事項や業務内容の詳細等については、甲と乙との協議により進めるものとする。